

## 第4回ワーキングチームにおける議論の概要

## 1. 各ニーズに関する検討

## 1. 所在検索サービス・情報分析サービスについて

## ①表示される著作物の質的・量的な程度について

- 実質的に権利者の利益を害するものではなく軽微なものであるということが権利制限の基本概念であるので、条文上の文言をどうするかは別としても、その点は明示しておくべき。
- 所在検索サービス・情報分析サービスに係る権利制限の正当化根拠の一つが軽微であるということであるなら、出力の部分については軽微であることが担保される必要があると考えるが、条文上「軽微」という言葉を使うかどうかは次の問題としてもよいのではないか。現行第47条の6に新たに軽微という文言を入れることはあまり望ましくないが、それ以外の分析については軽微の文言が入ることはあってもよいのではないか。
- 第47条の6では「必要と認められる限度」という規定によって軽微性が確保されているのだとすると、所在検索サービス・情報検索サービスに関する規定のみに「軽微」という言葉を使った場合、両者に差があるとの解釈となってしまう、規定が使いにくくなるのではないか。
- (上記意見に対し) 第47条の6は送信可能化された情報を対象にしているが、所在検索サービス等は対象著作物が広がることとなる点には留意が必要。「軽微」と「必要と認められる範囲」のいずれも価値的・相対的な概念であるので、実際にはその差異が委縮を生じさせるといった影響はないのではないか。

## ②権利者の利用を拒絶する意思に対する配慮について

- 利用を望まない場合に拒絶できる環境を整備しておけば黙示の許諾のような考え方も取り込めることになるので、権利制限の正当化根拠が強まるのではないか。それぞれの事情や意思に応じた使い分けができるような仕組みが入れられるよう工夫すべき。
- これらのサービスは、権利者の意思の推認だけでなく、公益的な観点からも正当化根拠が認められるため、常にオプトアウトを認めることとすると問題がある。他方、所在検索サービスや情報分析サービスには具体的には様々なものが考え得る。サービスの種類によってはオプトアウトを正当化できる場合もあるため、一定の場合にオプトアウトを採用する道を用意しておくことを排除する必要はない。
- オプトアウトを認めれば正当化根拠を高めることにはなるが、すべからく認めることとすると、技術の進歩によって様々な態様のサービスが出てくる可能性があることから、利点と課題の両方があると考える。第47条の6の場合、robots.txtといった特定のやり方が業界標準になっていたという状況があったが、法律上には書き込まず、政省令で定める形で処理された。技術的・経済的観点等からフィージビリティがある範囲にする必要がある。例えばインターネット上の情報については対応しやすいが、既に流通している有体物については対応が困難。
- 現行第47条の6も一定のオプトアウトを認めており、これを送信可能化された情報以外のものに拡大し、分析サービスにも拡大するのであれば、これと同等の手続きが確保されてしかるべきである。ただし、インターネット上の情報以外についてオプトアウトをどう実現するかは難しい問題。書籍の奥付に禁止と書かれてさえいればオプトアウトされることになると、利用にあたって全部確認しなければならないこととなり、現実の運用は困難ではないか。また、オプトアウトの対象としては、収集の段階から禁止する選択肢と、出力のみを禁止する選択肢があるが、収集だけは認めるということには一定の意義があるのではないか。

- オプトアウトを認める意義として、経済的な利益に関わるもののほか、自らの著作物の所在を検索されたくないという人格的な利益に関わるものもあるのではないか。また、権利者からサービス提供者に対し削除要求があった場合にはその要求を認めるといった制度設計もあるのではないか。

### ③市場が形成されている場合について

- 両サービスのように「道しるべ」等として軽微な範囲で利用する場合は、ライセンス市場に対しコンテンツそのものの享受のために利用する場合と同様の配慮までは行う必要はないのではないか。
- 契約による対応困難性は正当化根拠の一つにはなるが主要なものではないので、仮にライセンス市場に対する考慮を行うにしても但書の解釈で処理するべきではないか。

## 2. 翻訳サービスについて

- 広告が付いている著作物はかなり多いため、広告付きのものを除外するのは難しいのではないか。
- 観光案内冊子に広告が入っているときに翻訳してもよいというケースもあるのではないか。
- 権利者自らがサービスを提供している場合には権利制限の対象外とするということは十分考えられる。この正規のサービスの抗弁は、第37条第3項や第37条の2の但書においても規定されている。これにより、競合するサービスを無断ではすることができなくなり一定のバランスが図られるとともに、結果として権利者が翻訳サービスを提供するインセンティブになることも期待できる。
- 寺社仏閣のパンフレットの英語版を切らしているときに日本語版を英語に翻訳することは認めてもよいのではないか。
- 広告付きでも観光案内や安全にかかわる情報などはなるべく広く対象とするべきであると考えられる。権利者の利益とのバランスをとるため、オプトアウトを認めるということも考えられるのではないか。
- 看板、パンフレット、寺社仏閣で流れている放送、お寺の住職の話など、外国人が日本に来たときに個人的に通訳を雇えば可能になるような範囲のものについて、デジタル技術やインターネット技術を使って翻訳するというのであれば、人数に限界のある通訳者の代替と評価でき許容されるのではないか。
- 権利制限の許容性については、著作権者が翻訳物の利用に対して別途対価を得ることをおおよそ期待していないような類型であると言えることが許容性の根拠となると考えるが、そう言える場合を包含する範囲を条文上表現するのは難しい。
- 同じ放送でも災害情報等はリアルタイムに外国人に伝えなければならないこともあるため対象著作物という切り口で翻訳を認めないこととするのには無理があるのではないか。外国人の人権保障や観光立国といった正当化根拠と関連する一定の目的のために行われる翻訳は認めることとするという方法が考えられるのではないか。

## 3. システムのバックエンドでの複製について

### ①総論

- これまで整備してきた権利制限規定はそれぞれ思った以上に「伸びしろ」があり、それらを積み重ねていくことでもある程度はカバーできるが、第47条の7の「統計的」のように、技術的に中立でなく、ある時点の技術に依拠した形になっている規定が多く、それぞれ対象範囲が必要以上に狭くなっている。これら全体をカバーする規定を作ることができれば一番良いが、現行規定の中で対象範囲を限定している要件を外していくことによっても、同様の領域を権利制限の対象にすること

が可能なのではないか。

- バックエンドでの複製の問題や今回提示されているA I 開発を巡る問題は、現段階において改めてC類型に類する規定を立法する必要性を示していると言えるのではないか。
- システムのバックエンドでの複製については、既存の条文をまとめたり、一定の柔軟な規定を設けたりするのは大変結構なことである。

## ②A I 開発の過程で行われる著作物利用と第47条の7との関係について

- A I の分野の進化と環境の激しい変化に応じて課題も変化しており悩ましいが、コンセンサスが得られるものは速やかに措置を講じていくことが望ましい。
- 情報解析については、平成21年報告書では「統計的」であるかどうかには重点はおいておらず、コンピューターの内部で行われる処理に非享受性又は軽微性が認められることに着目したものと考えられるため、統計的でない解析についても、権利制限の対象とすることにコンセンサスはあるのではないか。
- 第47条の7の「統計的」という言葉には意味がないとも考えられ、この言葉が残ったとしても解釈による対応も可能だと思うが、この言葉が一定の限定を生む可能性もあるので、削除してもよいのではないか。
- データセットの作成をする者と解析者が異なる場合も解釈によって第47条の7を適用することもできるのではないか。他方で、そのような実態も増えているようなので、条文化は難しいかもしれないが、可能であれば一定の対応がとられることが望ましい。

## 2. 権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する作業部会の検討経過報告について

- 著作権制度について定量的なデータに基づく議論が進められるというのは非常に望ましいことである。利用者向けの調査自体に大きな意味があり、制度論議に有益な根拠を与えてくれるものと考えられる。
- 作業部会の検討経過報告の議論の方向性に同意する。現状において抽象的過ぎる規定を置くのはバランスを失うと考えるし、3層の類型も的確である。また、立法、行政、司法の役割についても妥当な記述である。
- 知財計画2016にもあるように、予見可能性の向上の観点から、ガイドラインの策定を期待する。
- 法律や行政立法は法規範だがソフトローは法規範ではないので、ソフトローがなければ明確性が図れないということでは不適當である。
- 行政による公権的解釈、ソフトロー、公正な慣行、商慣習、社会通念などを尊重するのは当然だが、最終的に裁判は結局具体的な事実関係と法律に基づいて判断することになるので、これらの位置づけについては多少留保した方がよいと考える。
- 裁判所の役割として、判例による法創造ないし法形成という役割もある。例えば、特許権の分野では、権利無効の抗弁や消尽論は判例によって法が形成され、権利無効の抗弁については後から法律ができるということもあったし、均等論について権利を拡大する方向での判例による法創造ということもあった。

(これらの他、作業部会の検討経過報告の全般について賛同する意見があった。)

以 上